

平成18年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 税務理財部
 管財課、納税課、市民税課、資産税課、保険年金課、調達契約課、検査室
- 3 監査実施期間 平成18年7月6日から平成18年7月18日まで
- 4 監査結果報告 平成18年11月27日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【管財課】

| | |
|---|--|
| (1)文書事務について 請求書に日付の記載が漏れているものが見受けられたので、記載されたものを受領するか適正な受領日の受付印を押印すること。【注意事項】 | (注意事項につき回答不要) |
| (2)現金等の管理について 名古屋高速道路回数券の受払簿について、使用枚数の確認はされているが残高の確認はされていないので、残高を記載したうえで所属長は定期的に現物の保有枚数との照合を行い、確認印を押印すること。また、タクシーチケットについても金券とみなし、受払簿による同様な管理を行うこと。【是正改善事項】 | 【措置済】 平成18年7月18日 名古屋高速道路回数券については、直ちに残高の確認を行うとともに記載し、現物の保有枚数と照合を行った。また、タクシーチケットについても同様に管理を行った。なお、名古屋高速道路回数券の制度は、平成18年12月末で廃止であったので、12月28日に残高の精算を行った。 |

【市民税課】

| | |
|---|---|
| (1)現金等の管理について 現金出納簿はエクセルを利用し適正に処理されていたが、現金出納員の確認については記録されていないので記録に残すよう改めること。また、原本性が確保されないので定期的に原本を残すよう改めること。【是正改善事項】 | 【措置済】 平成18年7月3日 各月末現在のエクセルと対象月の納付書と照合した上で印刷(原本性を確保)し、現金出納員(所属長)の承認を得るように改めた。 |
| (2)郵便切手の管理について 郵便切手の受払について、一定の枚数がまとめて払い出しされていたので、使用状況を的確に把握するためにも使用の都度受払簿に記載し、適正に受払をするよう改めること。【是正改善事項】 | 【措置済】 平成18年7月3日 郵便切手を使用する度に受払い簿に記載し所属長の承認を得るように改めた。 |

【資産税課】

| | |
|--|--|
| <p>(1)文書管理について 四日市市役所処務規程の事務分掌で資産税課土地係所管の特別土地保有税審議会は、平成15年に廃止されているが同審議会に於ける規定が削除されていないので早急に削除すること。【是正改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成18年7月20日 早急に削除を行った。</p> |
|--|--|

【保険年金課】

| | |
|--|----------------------|
| <p>(1)文書管理について 四日市市国民健康保険出産費資金の貸付制度があるが、第2号様式相殺同意書、第4号様式出産費資金借用書の金額、日付などの必要項目が未記入のものが見受けられた。申請時にチェックするなど遺漏のないよう注意すること。【注意事項】</p> | <p>(注意事項につき回答不要)</p> |
| <p>(2)郵便切手の管理について 業務上多額の額面の郵便切手を保有しているが、郵便切手と切手受払簿の照合などを随時行い、適正管理に努めること。【注意事項】</p> | <p>(注意事項につき回答不要)</p> |

【調達契約課】

| | |
|---|---|
| <p>(1)財産管理について 公印の管理について、公印台帳の副本が保管されていなかったため、四日市市公印規則第8条の規定に基づき、公印台帳の副本を作成し適正な管理を行うこと。【是正改善事項】</p> | <p>【措置済】 平成18年7月14日 直ちに公印台帳の副本を作成し、適正な管理を行った。</p> |
|---|---|

平成18年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 税務理財部
 管財課、納税課、市民税課、資産税課、保険年金課、調達契約課、検査室
 3 監査実施期間 平成18年7月6日から平成18年7月18日まで
 4 監査結果報告 平成18年11月27日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【管財課】

| | |
|--|---|
| <p>(1)安全運転の徹底について 共用公用自動車の管理及び運用に関する所管部署としての立場から、安全運転管理者が中心になり安全運転に心掛けるよう徹底指導を図ること。 【努力要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成19年5月25日 職員の公務中における運転マナーについてなど、市民からの苦情等があれば、その都度当事者には口頭にて指導しており、万一交通事故が発生した場合は事故審査委員会にて、事故の原因等を究明し、事故の再発防止に努めております。今後も機会あるごとに、交通ルール遵守の徹底と交通事故防止に向けて更に注意を喚起していきたいと考えております。</p> |
| <p>(2)財産管理について ア 平成16年度の地区市民センターや学校等の出先機関における定期監査で指摘のあった財産台帳への登載方法や分類方法について、全庁的な統一基準や考え方を整理し、必要であれば市公有財産事務取扱規程の内容を改定することも含めて検討すること。【検討事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成19年5月25日 市有財産の管理については、四日市市公有財産事務取扱規程に基づき、各課より提出される公有財産の取得、処分又所管換えの報告及び公有財産調書を確認し、随時正しい財産分類への登録を指導しております。過去から登録されている問題の多い工作物の分類については、財産管理についても大きく見直される公会計制度の改革についての内容が明らかにされた後に土地及び建物も含めて整理していく予定であります。</p> |
| <p>イ 市が管理する遊休土地や非稼働設備等の不良資産が数多く存在していると思われるので、全庁的に洗い出しを行い、例えば広告や一部貸し出し等有効利用を図るよう市全体の財産管理の主管課の立場から担当部署に対して発信を行うこと。【検討事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成19年5月25日 各課に対して、行政財産が用途廃止後に不良資産化しないよう、用途廃止予定にある財産があれば、情報を提供するよう呼びかけており、これによって得られた情報は集約を行ったうえで、別用途の行政財産として活用する場がないか庁内に発信しております。別用途の行政財産として再利用するかまたは売却処分するかなど調整を諮ったうえで決定しており、売却の場合には条件が整備され次第、順次売払い事務を進めております。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>ウ 市有財産に対する付保による財産保全の考え方に関して、建物と自動車に対しては保険がかけられているが機械設備や備品等に対してはかけられていない現状にある。保険がかけられていない財産についても付保による効果を確認し、今後の対応方針について検討を行うこと。【検討事項】</p> | <p>【 検討中 】 平成19年5月25日 機械設備の保険加入については、市有財産取得処分報告書が提出されたものは、概ね建物保険加入時に付保しておりますが、備品については、管財課でその取得や廃棄、所管換え等の異動を把握することが困難であることから、会計管理室と連携をとりながら、分担金を始め事務手続き等の必要経費に対する効果を検討しつつ、個々にその保険加入について検討しているというのが現状であります。今後は、他市の動産保険の加入状況とてん補実績(被害状況)をも参考にしながら、その効果について検討を重ねていきたいと考えております。</p> |
| <p>エ 市有財産として保有するゴルフ場会員権について必要性がないと考えられるので、その売却に向けて具体的に検討を行うこと。【検討事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成19年5月25日 ゴルフ場会員権については、売却処分が打ち出されており、4年前最低入札価格を設定のうえ、売却の手続きを進めた経緯があります。結果的には、最低価格には及ばず、取引は不成立に終わりましたが、今後も市場価格の動向等を注視しながら、売却処分を進めていきたいと考えております。</p> |

【納税課】

| | |
|--|---|
| <p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 税の申告時期などに業務が集中することは止むを得ないが、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多くいる。また、特定の職員に業務の集中が見られる。勤務の管理体制について労働基準法・労働安全衛生法の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し職員の健康管理の面からも係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図る一方、職員一人ひとりが自らの日常業務の現状を見直し、コスト意識を高めるなど、業務遂行の効率性及び労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成19年5月25日 滞納件数の増加及び職員の削減等により、1人あたりの事務量は増加しているが、時差勤務の実施、自動電話催告システムの導入、三重地方税管理回収機構への徴収困難案件の移管など徴収事務の効率化により、職員の時間外勤務の縮減を図っている。また、徴収事務の進行管理の徹底や職員相互の応援体制がとれるよう配慮し、職員の事務の平準化に努める。</p> |
| <p>共通(2)現金等の管理について 日常の現金管理とともに郵便切手、駐車券などの金券などについて、常に在庫と消費を勘案し計画的に購入するなど徹底した在庫管理を行い、その保有は必要最小限の所持に心がけ、安全な管理体制をとること。【検討事項】</p> | <p>【 措置済 】 平成19年3月30日 郵便切手及び駐車券はシートを細分のうえ、会計管理室金庫及び課内保管庫(時差勤務、日曜窓口用)に保管している。また、在庫数については前年度の使用状況などから計画的に購入し、必要最小限の所持に努める。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>共通(3)市民への啓発活動について 現在の税体系の理解不足から未申告、滞納になる人も多いと思われる。税に関する正しい理解を得ることが未申告、滞納を防ぐ一番効果的な方法であるため、課税部門、徴収部門が協力して職員の税務教育の充実を図り、市民への啓発活動に一層努力するとともに、課税、納税事務で得た情報や要望を迅速に庁内各部局へ伝え、市民サービスの向上により一層努力すること。また、言葉の壁や制度の違いから市税の課税、納税に対する理解が得られず、滞納につながる外国籍納税者も増加傾向にあり、今後とも啓発活動に努力するとともに、雇用主への特別徴収の協力依頼等も行ない、滞納を未然に防ぐよう努力すること。【努力要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成19年3月30日 滞納対策として、税に関する正しい理解を得るために、毎年12月に「広報よっかいち」の特集号の発行などを今後も継続していく。 納税交渉等で得た苦情・要望等必要と判断される場合は迅速に関係部局へ伝えるよう努力する。 外国籍の納税者に対しては、市民税課と協力して該当の企業に文書を送付し、特別徴収の依頼、納税相談の案内を行った。 また、窓口・電話対応として国際課の協力を得て、納税指導に関する日本語とポルトガル語・スペイン語の対応シートを作成した。</p> |
| <p>(1)自主納付の推進について 税の公平負担という点から滞納整理に日々努力しているが、一方で、全国的な流れとして前納報奨金制度を廃止する方向にあり、滞納者の増加が懸念されるところである。自主納付を推進する観点から、口座振替以外に新たな手法として、コンビニ納税やクレジットカード納税などの導入について総合的なコスト面から比較検討し、納税業務の改善を図ること。【検討事項】</p> | <p>【措置済】 平成19年3月28日 平成18年7月にコンビニ収納等検討のためワーキンググループを立ち上げ、情報収集、検討を行い、平成19年3月報告書を作成。平成21年度から軽自動車税、国民健康保険料についてコンビニ収納を導入する方向で、スケジュールを組み、平成19年度から事務作業の詳細検討や予算措置要求等の資料作りなど具体的な作業に入っている。</p> |
| <p>(2)企画立案機能の強化について 税3課の主管課として、法定外目的税など新たな税の具体的検討や徴収効率を高めるための将来的な納税手法の検討など、税務政策に係る企画立案機能の強化を図るよう要望する。【努力要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成19年5月22日 税務政策に係る企画立案機能の強化のため、税務政策係で月1回程度検討会を設け、レポートの作成を行うようにした。また、市民税課、資産税課と共同して、広告事業、事業所税の導入等の政策課題の検討を行う。</p> |

【市民税課】

| | |
|--|--|
| <p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 税の申告時期などに業務が集中することは止むを得ないが、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多くいる。また、特定の職員に業務の集中が見られる。勤務の管理体制について労働基準法・労働安全衛生法の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し職員の健康管理の面からも係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図る一方、職員一人ひとりが自らの日常業務の現状を見直し、コスト意識を高めるなど、業務遂行の効率性及び労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成19年5月25日 従来から事務改善を推進し、課内、部内の応援や派遣職員の導入などにより時間外勤務の縮減に努めてきましたが、平成18年度は昨年度に比べ、職員削減等により実質2名の職員減となったことから、繁忙期に約1600時間の事務量を現存職員で補うことが必要となってまいります。この状況を緩和するため、当初賦課事務実施に係る綿密な計画に基づきより一層の事務の効率化を図るとともに、従来に増して、課内係間の応援体制を強化して課内各係員の事務量の平準化を図り、部内の応援体制についても一層の強化(のべ127人日の応援計画)を図ってまいります。</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>共通(2)現金等の管理について 日常の現金管理とともに郵便切手、駐車券などの金券などについて、常に在庫と消費を勘案し計画的に購入するなど徹底した在庫管理を行い、その保有は必要最小限の所持に心がけ、安全な管理体制をとること。【検討事項】</p> | <p>【措置済】 平成 19年3月30日 当日の手数料収入は、業務終了後に取扱件数と現金の照合を行い収入役室の金庫に保管し、翌日午前中には銀行へ振り込むようにしている。郵便切手及び駐車券は、業務中は課内保管庫に入れ、業務終了後は保管庫施錠後、鍵を収入役室の金庫に保管している。在庫数については前年度の使用状況などからできる限り短い間隔で購入し在庫数が必要最小限になるように務めます。</p> |
| <p>共通(3)市民への啓発活動について 現在の税体系の理解不足から未申告、滞納になる人も多いと思われる。税に関する正しい理解を得ることが未申告、滞納を防ぐ一番効果的な方法であるため、課税部門、徴収部門が協力して職員の税務教育の充実を図り、市民への啓発活動に一層努力するとともに、課税、納税事務で得た情報や要望を迅速に庁内各部局へ伝え、市民サービスの向上により一層努力すること。また、言葉の壁や制度の違いから市税の課税、納税に対する理解が得られず、滞納につながる外国籍納税者も増加傾向にあり、今後とも啓発活動に努力するとともに、雇用主への特別徴収の協力依頼等も行ない、滞納を未然に防ぐよう努力すること。【努力要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成 19年3月30日 税制度を周知するため、平成16年度に税三課でワーキンググループを設け、税制改正など税制度についての広報税特集号を平成16年度以降の各年度に作成・発行しました。特に、平成18年度以降に適用される大きな税制改正があったことから、平成17年度には老年者控除廃止を、平成18年度には税源移譲と定率減税の廃止を中心に周知を図りました。そのため、広報税特集号に加え、納税通知書に税制改正のチラシを同封し、ホームページへの掲載のほか、各地区市民センターの「センターだより」に税制改正のポイントの掲載を依頼するなど、税制度の周知・啓発に努めました。外国籍市民に対する啓発については、平成16年度に作成した「外国籍市民のための市税共生プラン」を着実に実行し、平成18年度は、納税通知書に4ヶ国語の説明書を作成・同封しました。また、外国籍市民を多く雇用し特別徴収をしていない事業所約20社に対して、文書で特別徴収の協力依頼を行いました。</p> |
| <p>(1)農業収支申告の啓発について 平成19年度課税分から農業所得が収支申告となるため、その啓発に努力されているが、まだまだ市民には浸透していないと思われるので、今後とも説明会等を重ねその啓発に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成 18年 12月8日 平成17年度は、各地区で説明会を開催するとともに、収支計算による申告のPRビデオやポスターを作成・活用し、「収支計算による申告への移行」と「帳簿の記帳、領収書等の保存」を中心に周知を図ってきました。さらに、平成18年度は、農業収支内訳書を申告者が自ら作成できるようにすることを目的とした説明会を各地区でのべ27回開催しました。</p> |
| <p>(2)自書申告の推進について 自書申告は税の基本であり、申告事務の効率化にもつながるものである。自書申告を促すため、申告会場では教室形式にして申告指導を行うなど努力されているが、申告の手引き等について、市民によりわかりやすいものとなるよう工夫し、今後とも自書申告の推進に努力すること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成 19年 5月25日 自書による申告をしやすくするための環境づくりを行うため、翌年度以降の申告の参考となる申告書控え(複写式の申告書)を設けているほか、誰もが容易に自書できるように「市県民税申告の手引きの記載例」をより具体的な内容に改良しました。また、「所得税と市県民税の申告書の書き方講習」の平成19年度開催(税務署と共催)に向けて計画を進めています。</p> |

【資産税課】

| | |
|---|---|
| <p>共通(1) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 税の申告時期などに業務が集中することは止むを得ないが、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多くいる。また、特定の職員に業務の集中が見られる。勤務の管理体制について労働基準法・労働安全衛生法の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し職員の健康管理の面からも係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図る一方、職員一人ひとりが自らの日常業務の現状を見直し、コスト意識を高めるなど、業務遂行の効率性及び労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成 19年 5月25日 従来から事務改善を推進し、土地評価システムの導入による事務の効率化や派遣職員の配置などにより時間外勤務の縮減に努めてきましたが、職員削減等により平成18年度には実質的には3名の職員減となったことから、10月以降には実地調査に基づく業務が増えることになり、現存職員で事務を行うことが難しくなっており、この状況を緩和するため、綿密な計画を立て、課内各係員の事務量の平準化を図り、さらに一層の事務の効率化に努めてまいります。</p> |
| <p>共通(2) 現金等の管理について 日常の現金管理とともに郵便切手、駐車券などの金券などについて、常に在庫と消費を勘案し計画的に購入するなど徹底した在庫管理を行い、その保有は必要最小限の所持に心がけ、安全な管理体制をとること。【検討事項】</p> | <p>【措置済】 平成 19年3月30日 郵便切手、駐車券の在庫管理は、一週間程度の使用分を課内の鍵の掛かるキャビネットで管理し、それ以外は収入役室の金庫に保管している。在庫については、前年度の使用状況などからできる限り短い間隔で購入し、その保有が必要最小限になるよう努めます。</p> |
| <p>共通(3) 市民への啓発活動について 現在の税体系の理解不足から未申告、滞納になる人も多いと思われる。税に関する正しい理解を得ることが未申告、滞納を防ぐ一番効果的な方法であるため、課税部門、徴収部門が協力して職員の税務教育の充実を図り、市民への啓発活動に一層努力するとともに、課税、納税事務で得た情報や要望を迅速に庁内各部局へ伝え、市民サービスの向上により一層努力すること。また、言葉の壁や制度の違いから市税の課税、納税に対する理解が得られず、滞納につながる外国籍納税者も増加傾向にあり、今後とも啓発活動に努力するとともに、雇用主への特別徴収の協力依頼等も行ない、滞納を未然に防ぐよう努力すること。【努力要望事項】</p> | <p>【措置済】 平成 19年3月30日 税制度を周知するため、平成16年度に税三課でワーキンググループを設け、税制改正など税についての広報特集号を平成16年度以降、毎年度、作成・発行しました。特に、質問が多い部分については、広報特集号に加え、納税通知書にQ & Aのチラシを同封したり、ホームページへの掲載等を行い税制度の周知・啓発に努めました。</p> |
| <p>(1) 相続財産の管理に関する事務分掌について 所有者が死亡して相続放棄されている財産の管理に伴う裁判所への予納金については、現在、資産税課において課税賦課に関する業務として執行しているが、最終的には競売による市税の徴収となるものであることから、相続財産の管理に関する業務については納税課で行うべきものではないかと考えられるので他市の事例などを参考にして検討すること。【検討事項】</p> | <p>【検討中】 平成19年5月25日 他市の状況調査および納税課との業務分担について協議中</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(2)業務内容の見直しについて 市場化テスト法(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)の成立により、今後、土地や家屋の評価、納税に関する包括的な業務委託など公共サービスの民間開放が幅広く進む可能性がある。資産税課としてどのような状況になるのか議論を行うとともに将来的な業務の見直し、事務の合理化に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【 検討中 】 平成19年5月25日 一部派遣職員の導入は行っているが、土地・家屋の評価を法的にどこまで民間委託できるかを検討中</p> |
|--|---|

【保険年金課】

| | |
|--|---|
| <p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 税の申告時期などに業務が集中することは止むを得ないが、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多くいる。また、特定の職員に業務の集中が見られる。勤務の管理体制について労働基準法・労働安全衛生法の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し職員の健康管理の面からも係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図る一方、職員一人ひとりが自らの日常業務の現状を見直し、コスト意識を高めるなど、業務遂行の効率性及び労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成 19年 5月25日 滞納者への休日訪宅・電話の際は、半日振替を行うなど職員の健康管理及び時間外勤務の縮減に努めているが、業務遂行の効率性及び労務管理の徹底に努めてまいりたい。</p> |
| <p>(1)保険料の滞納整理について 国民健康保険制度が確立され四十数年経過し、構造的な問題も指摘されるなか滞納整理に日々努力している。収納率向上のため、税務理財部に組織が移管され、税・保険料などの滞納を一体化する組織となったが、滞納整理に対しては公平性を欠くことなく厳正な整理回収に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成 19年 5月25日 本年度も納税課との連携をはかるとともに、公平性を欠くことなく厳正な整理回収に努めたい。</p> |
| <p>(2)保健事業の推進について 高齢化社会の進展に伴い年々医療給付が増大し、近い将来保険制度の大幅な見直しが必要となってくる。被保険者の健康を守るため、病気の予防、疾病の早期発見、早期治療が重要であり、それがひいては医療費の抑制にもつながる。総合的な健康診断、また各種個別の項目の健康診断などさまざまな取り組みをして、病気の予防・早期発見に努めているが、受診率がまだまだ低いので保健センターとも連携しながら、受診率の向上に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【 継続努力 】 平成 19年 5月25日 平成20年4月から保険者による特定検診が開始されることとなり、現在計画策定にとりかかったところであり、従来からの種々の保健事業についても保健センターとも連携しながら受診率の向上に努めてまいりたい。</p> |

【調達契約課】

| | |
|---|---|
| <p>共通(1)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について 税の申告時期などに業務が集中することは止むを得ないが、依然として時間外勤務が年間360時間を超える職員が多くいる。また、特定の職員に業務の集中が見られる。勤務の管理体制について労働基準法・労働安全衛生法の理解など労務管理制度について各所属長が十分に認識し職員の健康管理の面からも係間の応援体制や事務分担の適正化・平準化を図る一方、職員一人ひとりが自らの日常業務の現状を見直し、コスト意識を高めるなど、業務遂行の効率性及び労務管理の徹底と時間外勤務の縮減に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成 19年 5月25日 年度当初に工事業者登録事務、また年度末に業務委託契約、物品購入業務が集中するため、係間の応援体制を普段から築くことにより、業務集中時期に円滑な応援ができるようにして時間外勤務の縮減に努めたい。</p> |
| <p>(1)職員の資質の向上について 全国的に電子自治体への取組みが進む中で、事務の電子化に伴う専門的な知識を持った職員の資質が求められているので、担当職員の技術・技能の向上が図れるように職場研修等の充実により専門性の高い職員の育成に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成 19年 5月25日 電子入札、入札参加資格業者登録システム等の導入については、三重県下の共同開発により行うが、システム運用・メンテナンスについては、ある程度の専門知識が必要になると考えられる。IT推進課とも協議して、職員が対応できるような体制を考えたい。</p> |
| <p>(2)委託契約業務について 外部委託契約が増加している中で、委託業務内容が細分化し複雑多岐になっていることから今後仕様書の重要性が増してくる。契約内容に加えて仕様書における指示を的確にすることは委託業務が効果をあげる基本となるので、調達契約課において各課の仕様書の見直しを含めて適切な作成指導を実施し、契約内容の明確化及びトラブルの回避に努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成 19年 5月25日 平成19年度に委託契約書の項目に市庁舎への立入り、行政財産の使用等を追加し、仕様書の見直しについて関係課へ指示したが、今後も引き続き仕様書の重要性に鑑み、関係課を指導してまいりたい。</p> |
| <p>(3)契約事務について リース契約については単に予算の平準化のために行うのではなく、耐用年数・保険料・処分費用などの維持管理経費に目を向けて、リース契約と資産購入についてのメリット、デメリットを比較検討して、リース契約の是非に関するマニュアルを作成し、各課の指導に努めるよう要望する。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成 19年 5月25日 現在、予算上の理由だけでなく、性能や機能の向上が目覚ましい機器については、短期間で陳腐化するため、主にOA機器についてリース契約を行っているが、今後も対象機器の性質に適した契約方法を選択するよう関係課と協議してまいりたい。</p> |

【検査室】

| | |
|--|--|
| <p>(1) 工事検査について 検査室による工事検査の執行率を高めるためには、3月に集中する工事案件を平準化し、工事の遅延防止と契約期間を厳守することが肝要である。このため、各課に対して強い働きかけと指導を行うとともに品質の確保にも努めること。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成 19年 5月25日 各工事担当課長へ年度当初及び年度半ばに、3月に集中しないように工期設定をお願いし、指名審査会・検査員会議等を通じ工期設定の平準化を働きかけている。また検査の集中する時期に円滑な検査が遂行できるよう、兼務検査員を昨年度より1名増員し検査室での検査執行を行い品質の確保に努めている。</p> |
| <p>(2) 職員の資質向上について 公共施設の安全、安心を確保するという観点から、工事検査に携わる職員の能力を高めるため、技術研修の充実を図るとともに検査技術のマニュアル化、新たな検査手法の研究に取り組むよう要望する。【努力要望事項】</p> | <p>【継続努力】 平成 19年 5月25日 公共工事に携わる監督員・検査員の資質を向上させる為、外部講師を招いての研修を実施したり、外部の技術研修へ参加し職員の能力を高めている。また三重県下市町で構成している検査担当協議会において意見交換を行い検査手法の研鑽に努めている。</p> |